

暗号資産 CFD 取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表	
旧（変更前）	新（変更後）
（表紙） FXTF GX 取 引 説 明 書 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD） 2025 年 4 月  ゴールデンウェイ	（表紙） FXTF GX 取 引 説 明 書 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号資産 CFD） 2025 年 9 月  ゴールデンウェイ
暗号資産 CFD 取引説明書 本体	
（中略） 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引 取引説明書 （中略） 本説明書では、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引である「暗号資産 CFD」について説明します。 （中略） [暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項] （中略） 13.暗号資産 CFD は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じ	（中略） 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引 取引説明書 （中略） 本説明書では、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引である「暗号資産 CFD」について説明します。 （中略） [暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項] （中略） 13.暗号資産 CFD は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じ

るリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行う暗号資産 CFD から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行う暗号資産 CFD について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行う暗号資産 CFD やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビーブイアイ) リミテッド）

金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会）

LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド）

金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構）

Prosperous Securities Limited.（プロスペラス セキュリティーズ リミテッド）

金融商品取引業：ケイマン諸島（CIMA：ケイマン諸島金融庁）

STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サービスーズ プライベート リミテッド）

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

（中略）

6. 当社の概要ならびに当事業の内容及び方法の概要

（中略）

るリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行う暗号資産 CFD やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

Finalto(BVI) Limited（フィナルト(ビーブイアイ) リミテッド）

金融商品取引業：英国領ヴァージン諸島（BVIFSC：英国領ヴァージン諸島金融サービス委員会）

LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド）

金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構）

（削除）

（中略）

6. 当社の概要ならびに当事業の内容及び方法の概要

（中略）

(追加) (中略) 6) 資本金 1 億円 (2025 年 2 月現在) (中略) 15. カバー取引	2) 開示情報 https://www.fxtrade.co.jp/koukoku/ ※以下、項目番号繰り下げ。 (中略) 6) 資本金 1 億円 (削除) (中略) 15. カバー取引
当社では、お客様の FXTF GX-暗号資産 CFD での取引によって発生するポジションは、即時に全カバーすることで価格変動リスクが発生しないよう管理しています。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項」に記載されている通りです。 16. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引対象となる暗号資産に係るブロックチェーンの分岐を試みる計画されたハードフォーク及びハードフォークに伴い新たに発生する暗号資産について、以下の方針により実施します。 ①ハードフォークによりお客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当社の判断で取引を一時停止することがあります。業務の一時停止及び一時停止の解除については、当社ホームページでお知らせいたします。なお、ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によりお客様に発生したいかなる損失も当社は一切の責任を負いません。 ②ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合、当社は建玉の権利調整は行いません。また、新たに発生した暗号資産を現物で付与することはありません。	当社では、お客様の FXTF GX-暗号資産 CFD での取引によって発生するポジションは、最も取引条件の良いカバー先にシステムによる自動発注により即時に全カバーすることで価格変動リスクが発生しないよう管理しています。このため、マリー取引は行いません。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「暗号資産 CFD に関するリスク等重要事項」に記載されている通りです。 16. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引対象となる暗号資産に係るブロックチェーンの分岐を試みる計画されたハードフォーク及びハードフォークに伴い新たに発生する暗号資産について、以下の方針により実施します。 ①ハードフォークによりお客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生じるおそれがある場合には、当社の判断で取引を一時停止することがあります。一時停止の解除に関する判断は、お客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何らかの支障が生じるおそれが解消されたと当社が判断した場合とします。業務の一時停止及び一時停止の解除については、当社ホームページでお知らせいたします。なお、ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によりお客様に発生したいかなる損失も当社は一切の責任を負いません。

②ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合、当社は建玉の権利調整は行いません。また、新たに発生した暗号資産を現物で付与することはありません。